

## 電気工事士免状書換え申請の案内

### < はじめに >

- 1) 「書換え」とは、電気工事士免状に記載されている氏名を変更する手続です。
- 2) 免状に記載されている氏名を「旧姓」にすることもできます。
- 3) 書き換えることができる免状は、埼玉県知事から交付されているものに限られます。
- 4) 第一種電気工事士免状と第二種電気工事士免状のどちらも、同じ手続です。
- 5) 住所変更の場合は手続不要です。ご自身で住所欄を修正してください。
- 6) 免状を「汚した」・「損じた」・「失った」場合は、別途、再交付の手続が必要です。

### 1 提出書類等

- (1) 電気工事士免状書換え申請書
- (2) 埼玉県知事が交付した電気工事士免状原本
- (3) 戸籍抄本（氏名変更の前後が分かる、3か月以内に発行されたもの。コピー可。）又は  
住民票（氏名欄に旧姓も記載されている、3か月以内に発行されたもの。個人番号が記載されていない本人のみのもの。コピー可。）
- (4) 顔写真（縦4cm×横3cm。6か月以内に撮影したもの。正面、無帽、無背景。顔の輪郭が隠れていないこと。裏面に氏名を記入すること。）

### 2 免状の送付

- (1) 免状は、申請書に記入された「住所」に簡易書留で送付します。
- (2) 申請書に記入された「住所」以外の場所で免状を受け取りたい場合は、申請書右下の「免状の送付先」欄に、必ず郵便番号と住所を記入してください。

### 3 お問い合わせ

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435 / メール：[a2970-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2970-04@pref.saitama.lg.jp)

## 申請書等の提出方法 及び 手数料の納付方法

### < 手数料の納付に関する注意点 >

- (1) 日本政府の「収入印紙」を用いて手数料を納付することはできません。
- (2) 埼玉県では、令和5年12月末日をもって埼玉県収入証紙の販売を終了しました。
- (3) 埼玉県収入証紙は、令和6年3月31日で、使用できなくなります。

#### 1 提出方法と提出先

申請書等の提出書類を 埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当 へ **郵送** してください。

郵送する際は、次のことに注意してください。

- (1) 簡易書留等、信書を送ることが可能で、申請者自身が到達を確認できる方法で送付してください。
- (2) 封筒に 電気工事士免状交付等申請 と赤字で記載してください。

※ あて先

330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

## 2 手数料の納付方法

### (1) キャッシュレス決済を利用する場合

埼玉県では、電子マネーやコード決済を利用したキャッシュレス決済を実施しています。

キャッシュレス決済で利用可能な支払方法及び決済ブランドは、次のホームページをご覧ください。

## 令和 6 年 1 月以降は原則キャッシュレス決済になります！

(<https://www.pref.saitama.lg.jp/a1201/shoushi/kyassyuressu.html>)

### < キャッシュレス決済による手数料納付までの流れ >

#### 手順 1

- 化学保安課へ、申請書等の提出書類を郵送してください。
- 提出方法は、上記 1 「提出方法と提出先」をご覧ください。

#### 手順 2

- 化学保安課に届いた申請書等は、順次審査します。
- 審査終了後、申請書に記載された電話番号へ電話しますので、来課日時を予約してください。

#### 手順 3

- 予約日当日は、次の場所へお越しください。
- さいたま市浦和区高砂 3 - 1 5 - 1 危機管理防災センター 1 階

◆ 電気工事士免状の書換え申請に伴う手数料は、**2,700円**です。

◆ 来課する前に、キャッシュレス決済で利用可能な支払方法及び決済ブランドを必ず確認してください。

(2) 埼玉県収入証紙がお手元に残っている場合

埼玉県収入証紙を申請書に貼り付けて、他の提出書類等とともに郵送することができます。

### 3 お問い合わせ

埼玉県 危機管理防災部 化学保安課 火薬・電気担当

電話：048-830-8435 / メール：[a2970-04@pref.saitama.lg.jp](mailto:a2970-04@pref.saitama.lg.jp)